

## 第5章 計画の進行管理

## 計画の進行管理

計画の進行管理は、環境基本条例第 12 条に基づき作成、公表する環境の状況及び良好な環境の保全等に関して講じた施策などに関する年次報告書により行います。年次報告書には、目標の達成状況、課題及び今後の取組などを明記し、伊勢原市環境対策審議会などの各主体に公表します。庁内推進体制としては、伊勢原市環境政策推進会議設置要綱に基づき、設置される伊勢原市環境政策推進会議が中心的役割を担います。

### (1) 伊勢原市環境対策審議会

市は、学識経験者や市内の公共団体など代表者、公募市民からなる環境対策審議会に対して、毎年、環境基本条例第 12 条に基づき作成する年次報告書により、環境基本計画の進捗状況を報告します。計画の進捗状況の報告を受けて、必要に応じて計画の見直しや補強など、環境の保全と創造に関する重要事項について審議を行います。

### (2) 伊勢原市環境政策推進会議

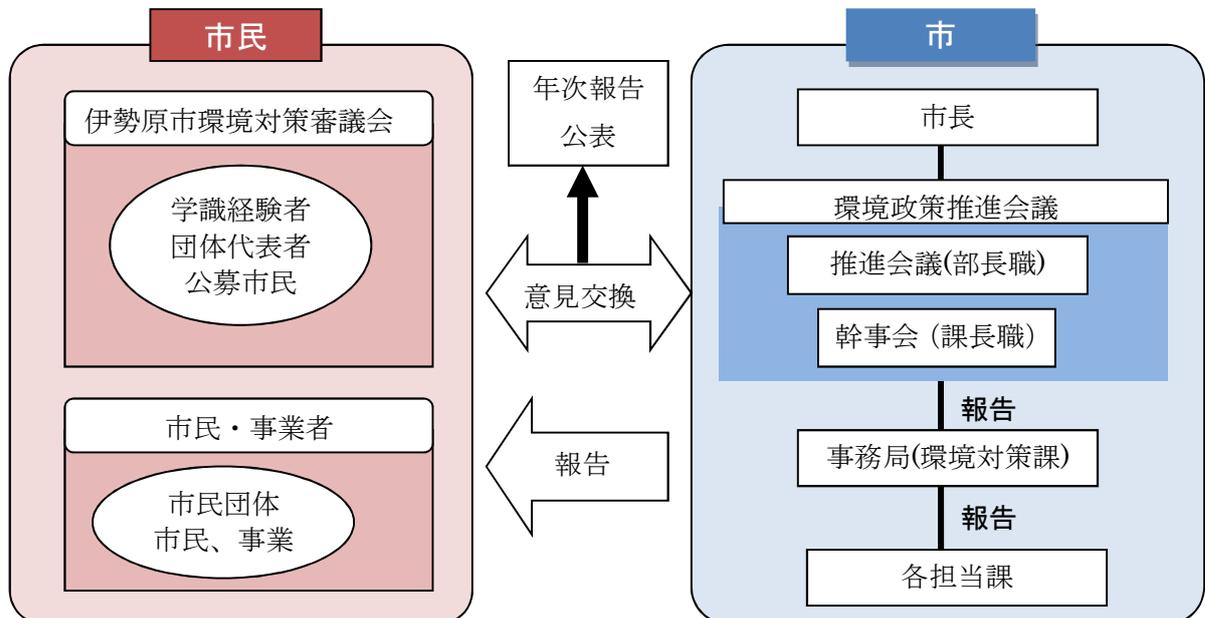
環境基本計画の施策を総合的に推進することと、進捗状況を進行管理するための庁内調整組織として設置します。事務局は市環境対策課が所管し、目標達成に向けて取組の検討を行います。

### (3) 事務局

計画推進の事務局である環境対策課は各事業担当課からの報告を受け、年次報告書の原案を作成します。原案をもとに環境対策審議会、環境政策推進会議において意見交換し、その結果を市民に対して公表します。

### (4) 市民、事業者

市内における市民団体、事業者団体に対して年次報告書を公表し、意見を聴取します。



推進体制イメージ